

市有地売払い(先着順)募集要領

令和8年7月7日

さくら市総合政策部財政課

1 一般競争入札物件

物件	所在地	地目	用途地域	実測面積(㎡)	最低売却価格 (円)
1	さくら市きぬの里三丁目 24番9	宅地	第1種住居地域	225.10	4,390,000
2	さくら市喜連川字金沢 735番地5	宅地	第1種住居地域	564.70	6,610,000

※ 詳細は物件調書を参照。

2 市有地売払いの資格要件

- (1) 日本国内に在住する個人及び法人。
- (2) 2人以上の共有名義で申請を可能とする。
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号の規定に該当する者
 - ② 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者、その者を代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者。
 - ・契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ・競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ・競争入札において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ・正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ・以上のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 売払物件の使用用途が不適格と認められる者
 - ④ 売払申請者の住所地又は法人の所在地において市町村税の滞納がある者
 - ⑤ 公有財産に関する事務に従事する本市職員
 - ⑥ 売払申請書を指定した期日までに提出していない者
 - ⑦ 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供しようとする者
 - ⑧ 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に供しようとする者

3 売払申請

(1) 申請期間及び時間

- ① 申請期間 **令和8年12月25日(金)まで**(市の定める休日を除く)
- ② 時 間 午前9時から午後4時30分まで
- ③ 受付方法 先着順

(2) 申請場所

〒329-1311 さくら市氏家2771番地

さくら市 総合政策部 財政課 財産管理係

(3) 申請方法

市有地売払申請書及びその他必要書類を、必ず持参で提出してください。郵送、電子メール及びFAXでの申込みは一切受け付けません。

(4) 必要書類及び部数

① 市有地売払申請書(様式第1号) 原本1部

② 印鑑登録証明書 原本1部

③ 法人 : 法人登記簿謄本または登記事項全部証明書 原本1部

個人 : 身分証明書または住民票 原本1部

④ 市有地売払申請者の住所地又は法人の所在地における完納証明書 原本1部

※ ③、④、⑤は参加申請書提出日前3カ月以内に発行されたものに限りです。

※ 連名(共有名義)による申請の場合には③、④、⑤が申請者全員分必要提出してください。

(5) 申込みにあたっての留意事項

① 一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却いたしません。

② 必要書類に不備あった場合、不認定となる場合があります。

③ 先着順のため受付が終了している場合がありますが、ご了承ください。

(6) 売払申請の審査及び決定

① 申請内容を審査し、審査結果を、「売払決定通知書」にて通知いたします。

② 審査の結果、不認定となった場合は、売払を行いません。

③ 売払決定後、2 市有地売払の資格要件の(3)に該当した場合、及び提出された市有地売払申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合、売払決定を取り消すことがあります。

④ 必要書類等に不足がない状態で市に最初に提出された方から、内容を審査します。

各日の受付開始時点において、受付場所に複数の申請者がいた場合は、同着とみなし、くじにより受付順位を決定します。

(7) 関係書類の閲覧

財政課窓口にて関係書類を閲覧できます。なお、現地説明会は開催いたしません。必ず売払希望者各自で現地を確認ください。

4 契約の締結

- (1) 売払予定者には、契約書などの必要書類をお渡しします。
- (2) 売払予定者が契約を締結しない場合には、売払予定者としての資格を取り消します。
- (3) 契約の締結は、売払決定通知書を受け取った日から7日以内に行います。(閉庁日は除く)
- (4) 契約に要する費用(印紙等)、所有権移転に要する費用(登録免許税等)は売払決定者の負担になります。
- (5) 売払予定者名義で売買契約を締結することになります。また、共有名義で参加した場合には共有者全員の名義での締結となります。

5 契約保証金

売払予定者は、売買契約の締結日の前日までに、契約金額の100分の10以上の額を、市の発行する納入通知書により納付してください。なお、当該物件に係る契約保証金は、売買代金に充当します。

6 売買代金の支払い

- (1) 契約者には売買代金から当該代金に充当する契約保証金を控除した額を市の発行する納入通知書により、契約締結日から45日以内に一括納付していただきます。

- (2) 契約者が契約締結日から45日以内に代金を完納しない場合において、市が完納することを不能と認めたときは契約を解除し、契約保証金は市に帰属します。

7 契約に付する条件

- (1) 物件の用途は高さ 15m 以下の専用住宅といたします。ただし、緑地、広場等の居住機能に付随するものも併せて整備できることといたします。
- (2) 今回の物件は、当該土地の全ての工作物、樹木等を含むものとし、契約後の物件引渡しについても、現況で行います。
- (3) 今回の物件は、地質調査等を行っておりません。契約後に地盤に関する問題等が発生した場合も市は一切責任を負いませんのでご注意ください。
- (4) 契約に必要な全ての費用は、売払決定者の負担になります。
- (5) 公序良俗に反する使用の禁止
- ① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- ② 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。
- ④ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合においても、①の使用の禁止をまねがれるものではない。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に①④の内容を遵守させなければならないこと。

(6) 風俗営業等の禁止

- ① 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に使用してはならないこと。
- ② 契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ 契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合においても、①の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(7) 実地調査等

(5)、(6)についての条件の履行状況を確認するため、さくら市が必要と認めるときは、実地調査等を行いますが、買主には協力していただくこととなります。

(8) 違約金

(5)、(6)の特約に違反したときは、売買代金の1割を違約金としてさくら市に支払っていただきます。

(9) 売買特約

(5)、(6)の特約に違反したときは、(8)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から5年間とします。

(10) 契約の解除

- ① 契約者が売買契約に違反したとき、市は契約を解除することができることとします。
- ② この場合、契約者はさくら市が指定する期間内に自己の費用で売払物件を原状回復してさくら市に引き渡さなければなりません。
- ③ 契約が解除された場合は、契約保証金は返還しません。

(11)所有権の移転

- ①売払物件の所有権は、売買代金が完納した後に移転します。
- ②土地は、現状のままで、引き渡します。
- ③所有権移転登記は、売買代金完納後、さくら市が行います。
- ④登記に係る手数料の負担はありませんが、登録免許税などの所有権移転登記に必要な費用は契約者の負担になります。

(12)所有権移転登記に必要な書類

- ①売買代金の領収書(売買代金の完納確認のため。)
- ②住民票(法人の場合は、登記事項全部証明書又は資格証明書)
- ③登録免許税の領収証書(登記申請時に添付するため。)

(13)公租公課

所有権移転後における売払物件に賦課される公租公課で、契約者を義務者として課されるものについては、契約者の負担になります。

売払を希望される方は、この要領に記載された事項について熟知してください。

また、建物を建築する際は、建築基準法又は市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

さくら市役所 総合政策部財政課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

TEL : 028-681-1122 FAX : 028-682-0360

E-mail : zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp